

千葉県公衆浴場入浴料金等協議会

〔資料〕

1	千葉県公衆浴場入浴料金の統制額の指定について	1
2	関係法令等	3
3	千葉県内の公衆浴場法許可施設	6
4	一般公衆浴場施設数・1日当たり平均入浴者数と 入浴料金の推移及び平均収支額の推移	7
5	物価・重油価格の推移	9
6	公衆浴場に係る補助金等状況	10
7	令和7年度浴場助成制度調	11
8	全国公衆浴場料金	12
9	経営実態調査に基づく収支決算と 令和7年決算推定について	13
10	公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率 (1) 過去の経営実態調査に基づく所要値上げ率の算定	14
	(2) 所要値上げ率から算出される公衆浴場入浴料金の 改定額について	15
	(別紙) 令和7年度実態調査による入浴者数	16
	(3) 公衆浴場入浴料金の改定による収支予想	17
11	(参考) 令和8年度水道料金値上げ予定反映 公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率 (1) 過去の経営実態調査に基づく所要値上げ率の算定	18
	(2) 所要値上げ率から算出される公衆浴場入浴料金の 改定額について	19
	(3) 公衆浴場入浴料金の改定による収支予想	20
12	千葉県公衆浴場入浴料金等協議会設置規程	21

令和7年11月7日
千葉県健康福祉部衛生指導課

千葉県公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

1 事業者を取り巻く社会経済情勢について

最近の消費者物価、燃料費、人件費の上昇の影響を受け、非常に厳しい経営状況である。

公衆浴場の経営は、燃料費が大きな割合を占めており、その価格の変動が経営面に大きく影響を与える。また、設備の老朽化が年々進み、修繕箇所が増えているにも関わらず資材、物価等の高騰の影響を受け、修繕を見送る事業者も見受けられる。今後も物価や燃料費等の上昇が見込まれる中、その経営悪化が懸念されている。

2 公衆浴場入浴料金の改定の検討について

一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和21年3月3日号外勅令第118号）に基づき、統制額の指定について都道府県知事が行うこととされており、入浴料金の決定の際には、協議会等により関係者の意向を十分に把握することが求められている。

今般、燃料費や物価高騰を受け、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長から、大人料金を500円から550円、中人料金を170円から200円、小人料金を70円から100円に改定するよう要望があったところである。

以上のことから、本県の入浴料金の改定について検討する。

3 公衆浴場の現状について

一般公衆浴場は、生活に密着した不可欠なサービスとして、各市における助成制度や補助金制度などがあるが、昨今の経済状況の影響を受け、その数は減少を続けていく。全国的にも、ここ数年、経済状況を考慮した入浴料金改定を検討する自治体も少くない。

4 公衆浴場入浴料金の試算結果

（1）試算方法

公衆浴場の経営状況については、毎年、全施設の2割程度を選定し、実態調査を実施しており、この結果をもとに、人件費の上昇や燃料費等の物価高騰を考慮して、令和7年の経営状況と入浴料金の改定による効果を試算した。

（2）試算結果

現状の入浴料金で試算すると、年間約100万円の不足が生じる。これを入浴料金で賄うためには、約1割の引き上げが必要となる結果となった。

5 検討にあたり考慮すべき事項

- (1) 前回料金を改定した令和5年以降も人件費（最低賃金）の上昇、燃料費などの物価高騰が続いている、公衆浴場の経営状況に大きな影響を与えている。
- (2) 令和8年には水道料金の値上げ（値上げ幅約18%）が予定されている。一般公衆浴場は水道料金の減免措置を受けていますが、それでもなお値上げの影響を免れない可能性が高い。
- (3) 生活に直結する諸物価の上昇は、公衆浴場の諸費用に影響を及ぼすだけでなく、入浴者側の家計に与える影響も大きい。

6 平成10年以降の入浴料金の改定状況

- ・平成18年：燃料費の上昇、消費税の課税限度の引き下げ等により改定
- ・平成26年及び令和元年：消費税率の引き上げに伴う改定
- ・令和4年及び令和5年：燃料費、物価の高騰により改定

物価統制令及び省令等(抜粋)

1 物価統制令 昭和21年3月3日号外勅令第118号

〔目的〕

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

〔統制額を超える契約、支払、受領の禁止及び地区により統制額の異なる場合の基準統制額〕

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

〔統制額の指定〕

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

2 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

(昭和32年9月12日)(厚生省令第38号)

(公衆浴場入浴料金)

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者一人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

(都道府県知事による統制額の指定)

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

3 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

(昭和38年8月9日発環第113号 各都道府県知事あて厚生事務次官通達)

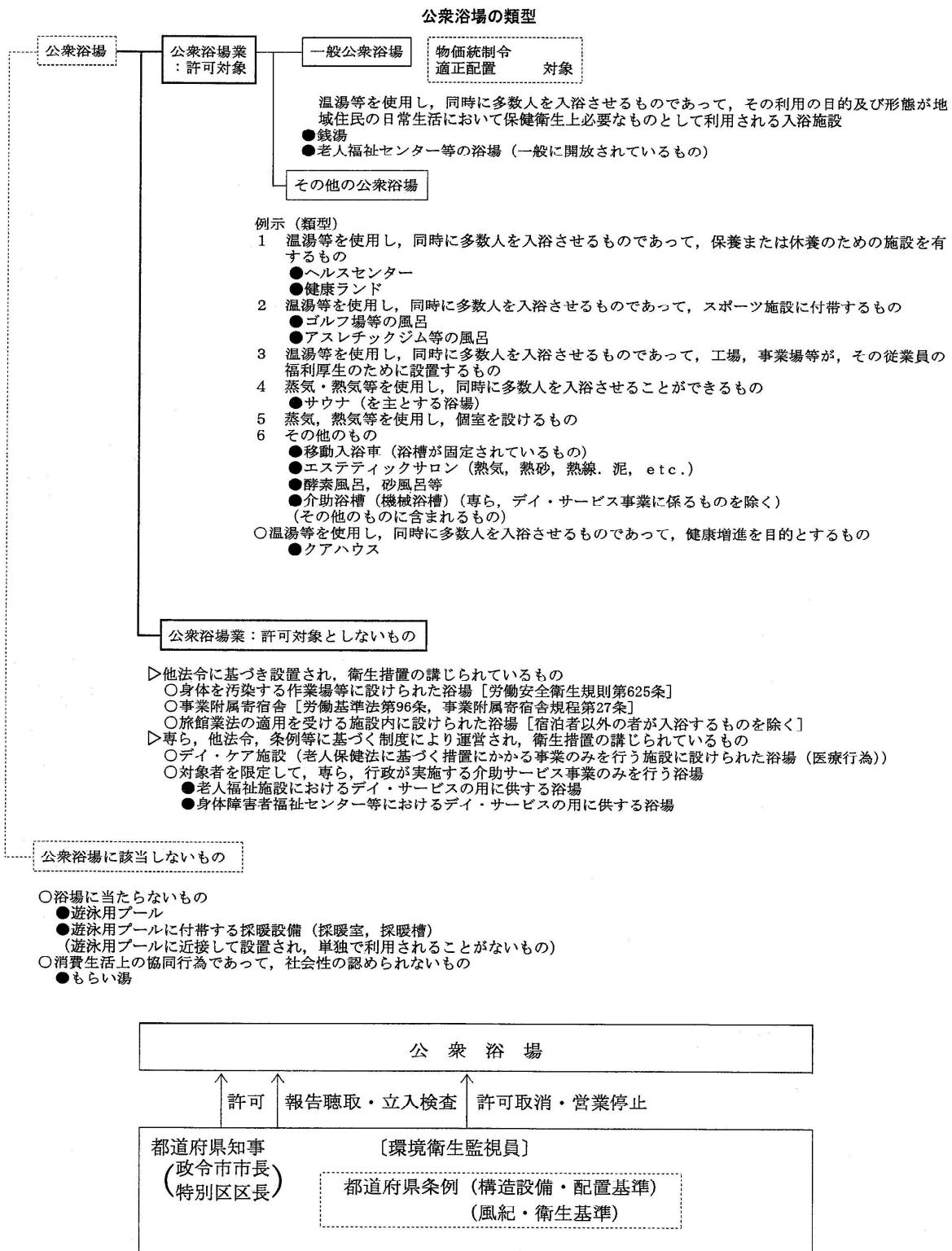
標記については、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の施行について」(昭和32年9月13日厚生省発衛第411号各都道府県知事あて厚生事務次官依命通達)をはじめとし、従来しばしば指示してきたところであるが、今後は都道府県における大人、中人及び小人料金並びに婦人洗髪料について、それぞれの最高統制額を改訂しようとする場合の厚生大臣に対する協議は廃止し、都道府県知事限りで最高統制額の指定を行なうこととしたので、左記の諸点に留意のうえ、これが実施に遺憾のないよう配意願いたく、命によって通達する。

なお具体的な事項については、別途指示する予定であるので、念のため申し添える。

記

- 1 公衆浴場入浴料金の最高統制額を策定しようとする場合には、公衆浴場経営について実態調査を行なうこと。
- 2 公衆浴場入浴料金の最高統制額を決定する場合には、それぞれの都道府県の実情に応じ、公衆浴場入浴料金協議会等を設置し、関係者の意向を十分把握すること。

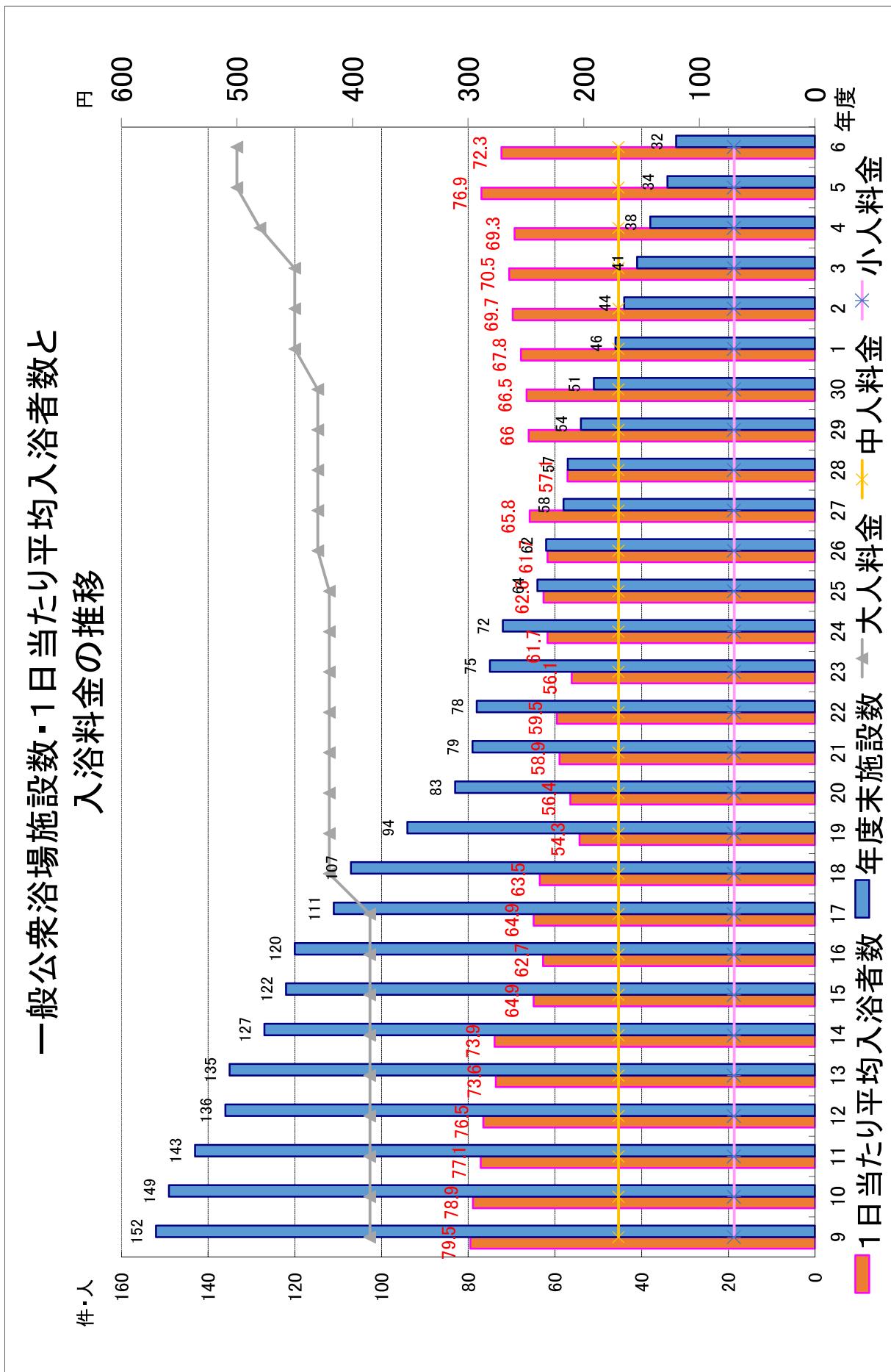
公衆浴場法



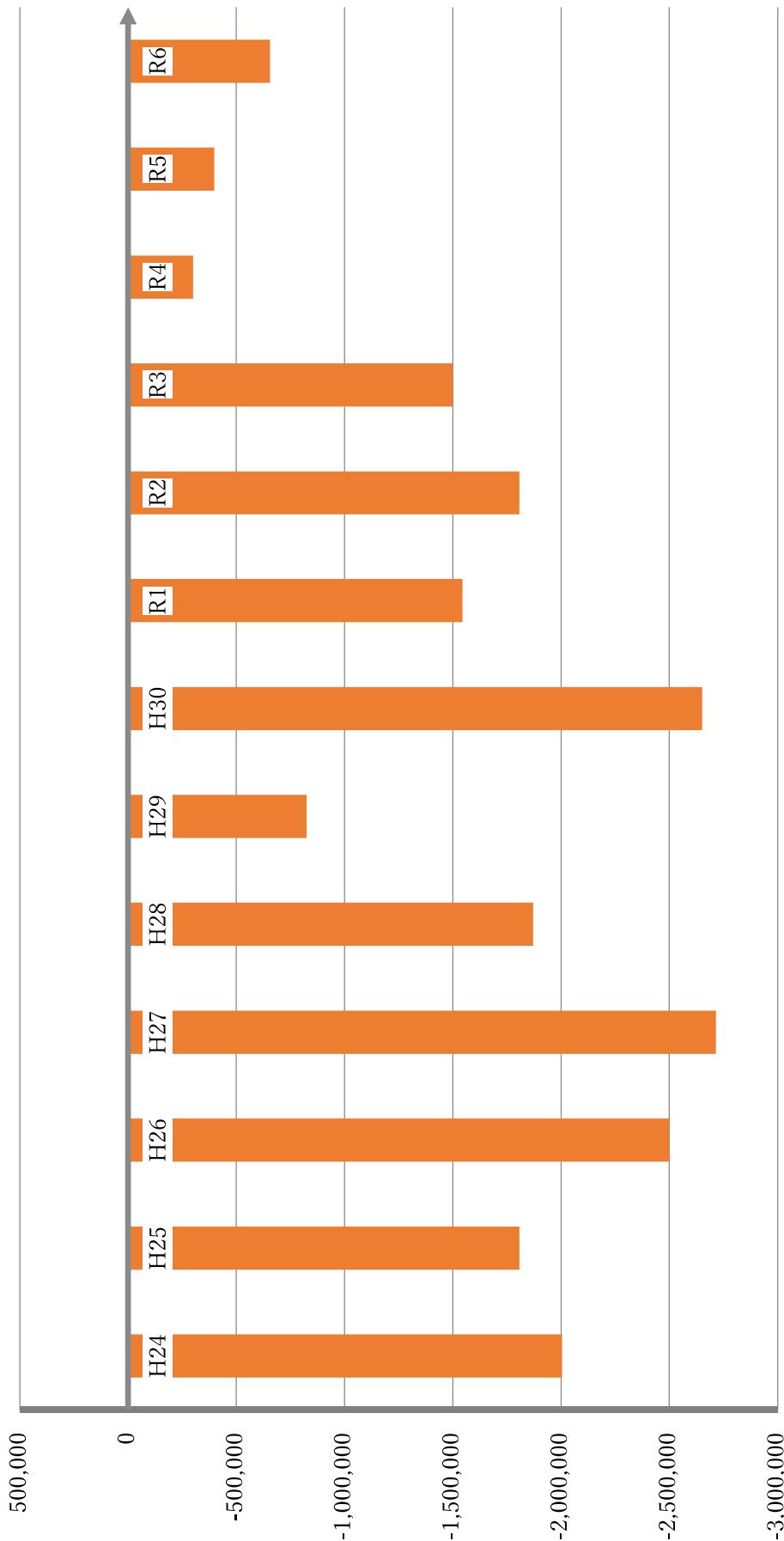
千葉県内の公衆浴場法 許可施設

(令和7年6月末現在)

	管轄保健所	許可施設件数	公営		民営				
			その他公浴	一般公浴	個室付浴場	ヘルスセンター	サウナ風呂	スポーツ施設	その他
1	習志野	31	6	1	0	0	0	16	8
2	市川	51	5	5	0	3	1	23	14
3	松戸	58	13	5	2	4	1	20	13
4	野田	13	1	0	0	3	0	8	1
5	印旛	44	7	0	0	7	3	20	7
6	成田	29	1	0	0	5	0	21	2
7	香取	22	0	1	0	0	1	14	6
8	海匝	40	5	1	0	2	2	3	27
9	八日市場	海匝にて合同集計							
10	山武	29	3	1	0	0	2	12	11
11	長生	55	4	1	0	0	0	23	27
12	夷隅	49	0	0	0	2	5	11	31
13	安房	47	4	0	0	0	5	1	37
14	鴨川	39	2	0	0	0	2	1	34
15	君津	61	4	1	0	0	3	24	29
16	市原	60	7	0	2	0	3	36	12
17	千葉市	131	0	8	44	0	6	40	33
18	船橋市	38	7	6	1	1	7	8	8
19	柏市	29	5	1	0	0	0	8	15
合計		826	74	31	49	27	41	289	315



一般公衆浴場の平均収支額の推移



*一般公衆浴場経営実態調査より
*調査項目の見直し（當業主給与の計算方法の統一等）があつたためR4以降の収支に大幅な変動あり

* 調査対象施設数は8～14施設

物価・重油価格の推移

1 消費者物価指数

(令和2年=100)

区分	全国												千葉市							
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
総合	98.2	98.1	98.6	99.5	100	99.8	102.3	105.6	108.5	98.3	98.4	98.7	99.4	100	100	99.4	101.7	105.3	107.7	
食料	94.6	96.2	96.8	98.2	98.7	100	100	104.5	112.9	94.5	96.7	97.6	98.5	99.3	100	99.5	103.3	111.5	115.7	
住居	99.6	99.5	99.3	99.2	99.4	100	100.6	101.3	102.4	103.1	101.2	100.9	100.3	99.4	100	100.9	101.5	102.8	103.5	
光熱・水道	101.2	93.9	96.4	100.2	102.5	100	101.3	116.3	108.5	112.8	104.7	94.3	95.9	99.8	102.9	100	99.5	116.0	109.7	112.9
電気	101.4	93.4	96.4	100.7	103.7	100	100.1	120.1	104.5	112.2	103.9	92.1	94.9	100.6	104.8	100	99.6	124.7	109.0	115.4
ガス	106	95.8	95.6	98.6	101.7	100	99.4	117.9	116.0	116.1	112.6	95.5	95.4	99.7	104	100	98.1	124.1	121.4	120.3
他の光熱	97.2	75.5	93.6	110	110	100	114.4	137.5	139.0	142.1	96.6	76.8	93.2	104.6	102.6	100	107.4	125.2	124.7	129.9
上下水道	97.1	97.4	98	98.5	99.1	100	102.5	101.9	102.6	104.4	98.2	98.2	98.2	98.5	100	100	94.8	100.0	101.8	
家具・家事用品	97.6	97.2	96.7	95.7	97.7	100	101.7	105.5	113.8	118.4	92.8	93.2	93.9	92.9	97.6	100	100.2	104.6	113.9	118.0
被服・履物	96.4	98.1	98.3	98.5	98.9	100	100.4	102	105.7	108.2	91.6	95.9	94.9	97	98.3	100	99.4	100.4	104.4	105.6
保健医療	95.8	96.7	97.5	99	99.7	100	99.6	99.3	101.2	102.8	96.8	97.7	98.3	99	99.7	100	98	97.1	98.8	100.2
交通・通信	101.2	99.3	99.5	100.9	100.2	100	95	93.5	95.8	97.4	101	99.4	99.4	100.3	99.6	100	94.5	92.7	95.6	97.2
教育	107.3	108.9	109.6	110.1	108.4	100	100	100.9	102.1	101.6	114.2	115.4	117	117.5	113.9	100	101.2	102.7	104.3	105.1
教養・娯楽	97	97.9	98.3	99	100.6	100	101.6	102.7	107.1	112.9	95.1	96.5	96.9	98.1	99.7	100	101.7	102.7	107.5	112.7
諸雑費	100.7	101.4	101.7	102.1	100	101.1	102.2	103.7	104.8	99.8	99.9	100.9	101.3	101.4	100	101.2	103	104.8	105.7	

2 A重油価格の推移(小型ローリー納入価格)

1ヶ月当たりの価格	平成21年						平成22年						平成23年						平成24年						平成25年						平成26年						平成27年						平成28年					
	全国	61.4 円	69.9 円	81.7 円	84.2 円	91.5 円	95.0 円	98.7円	101.0 円	101.6 円	103.8 円	106.3 円	108.6 円	111.1 円	113.8 円	116.6 円	119.4 円	122.1 円	124.9 円	127.7 円	130.5 冮	133.3 冮	136.1 冮	138.9 冮	141.7 冮	144.5 冮	147.3 冮	150.1 冮	152.9 冮																			
対令和2年比(関東)	90.8	103.3	120.9	125.1	136.1	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8	140.8											
対令和2年比(関東)	99.7	121.2	118.5	100.0	125.0	145.3	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9											

(資料:消費者物価統計調査)

※各年とも年間平均価格

(資料:資源エネルギー庁調査)

公衆浴場に係る補助金等状況

施設数 (年度末)	県対象 施設数 (年度末)	補助 施設数	県補助金(千円)		1施設 1日当たり の入浴者 数(平均)	入浴料金 (大人) (千円)	補助金 額 (千円)	決算額 (千円)	予算額 (千円)	自家風呂 普及率(全 国)	自家風呂 普及率(千 葉県)	人件費 (最低賃 金額:千 葉県)	補助金交付施設の状況(単位 千円)			物価指標(令和2 年を100とする) (年平均)	人量油価格 関東 小型口一 リ入価 格 (円/L)	備考
			施設数 (年度末)	決算額 (千円)									補助対象 経費 (平均)	過不足(入浴 料金収入- 営業経費) 平均	総合	光熱水 道		
令和6年度	32	17	11	5,000	2,701	△ 2,299	250	72.3		1,076	9,775	2,611	11,836	△ 4,672	108.5	112.8	101.5	
5	34	19	15	5,750	3,710	△ 2,040	250	500	76.9	1,026	9,401	2,382	11,870	△ 4,851	105.6	108.5	99.0	
4	38	21	17	5,750	4,192	△ 2,308	250	480	69.3		984	8,944	2,067	10,977	△ 4,100	101.7	116.3	96.6
3	41	23	18	6,500	4,445	△ 2,055	250	450	70.5		953	8,099	1,919	10,806	△ 4,626	99.8	101.3	83.1
2	44	26	20	6,500	4,886	△ 1,614	250	69.7		925	8,130	1,886	10,517	△ 4,273	100.0	100.0	66.5	
1	46	27	20	6,750	4,878	△ 1,872	250	450	67.3		923	7,727	1,870	9,470	△ 3,613	100.0	102.5	78.8
平成30年度	51	29	22	7,000	5,354	△ 1,646	250	430	66.5		895	8,001	1,755	10,102	△ 3,855	99.5	100.2	80.6
29	54	30	24	8,000	5,855	△ 2,145	250	66.0		868	7,910	1,596	9,745	△ 3,426	98.6	96.4	66.3	
28	57	31	24	8,750	5,875	△ 2,875	250	57.1		842	7,402	1,763	9,130	△ 3,490	98.1	93.9	55.2	
27	58	32	25	9,000	6,177	△ 2,823	250	65.8		817	8,386	1,915	9,166	△ 2,694	98.2	101.2	69.4	
26	62	35	27	9,750	6,602	△ 3,148	250	430	61.7		798	7,237	1,793	8,433	△ 2,989	97.5	103.9	93.6
25	64	36	32	8,200	6,387	△ 1,813	200	420	62.6		777	7,668	1,731	8,557	△ 2,408	94.0	97.8	90.5
24	72	41	33	8,200	6,586	△ 1,614	200	61.7		756	7,958	1,766	8,654	△ 2,462	94.5	93.4	83.2	
23	75	41	35	8,400	6,921	△ 1,479	200	56.1		748	8,114	1,474	10,334	△ 4,169	94.5	90.0	80.4	
22	78	42	37	8,800	7,368	△ 1,432	200	59.5		744	8,248	1,448	10,414	△ 3,614	94.8	87.1	68.7	
21	79	42	34	9,200	6,796	△ 2,404	200	58.9		728	8,822	1,677	11,326	△ 3,664	95.5	87.3	60.4	
20	83	45	25	9,200	5,000	△ 4,200	200	56.4		95.5	723				96.8	91.0	96.0	
19	94	56	35	9,800	7,000	△ 2,800	200	54.3		706					95.5	85.9	70.3	
18	101	60	38	9,800	7,600	△ 2,200	200	63.5							95.5	85.2	入浴料金改定	
17	110	65	42	10,800	8,400	△ 2,400	200	335	64.9						95.2	82.2		
16	120	72	45	12,000	9,000	△ 3,000	200	62.7							95.5	81.6		
15	122	73	57	13,200	11,400	△ 1,900	200	64.9		95.7	96.3				95.5	81.5	船橋市中核市 (△24)	
14	127	101	71	16,000	14,200	△ 1,800	200	73.9							95.8	81.9		
13	135	106	70	16,000	14,000	△ 2,000	200	73.6							95.7	82.9		
12	136	106	80	16,000	16,000	0	200	76.5							97.3	82.4		
11	143	110					200	77.1							98.0	81.1		
10	149	115					200	78.9	95.4	96.8					98.3	82.4	要綱制定	

施設数及び県対象施設数については年度末の件数
参考 公衆浴場確保対策事業は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の主旨にのつり、昭和61年からは「零細公衆浴場経営安定化補助金交付要綱」で、平成5年度からは単年度要綱である

※ 例: 減価償却費、地代家賃、修繕費、保険料、備品・消耗品・諸会費、交通費、交際接待費、福利厚生費、公租公課等

令和7年度浴場助成制度調(市区町村事業分)

令和7年6月1日現在

市町村名	対象浴場数	補助金等制度及び(融資制度)		水道料金減免等措置		固定資産税免税措置	その他の助成措置
		制度の概要	予算額又は貸付金計画総額(単位:千円)	上水道	下水道		
千葉市	8	1 公衆浴場組合補助金 2 公衆浴場経営基盤安定化補助金 3 公衆浴場設備改善事業補助金 4 地域のつどい・ふれあい事業補助金 計	2,076 1,750 659 13,717 18,202	○	○	○	
銚子市	1	1 公衆浴場衛生対策事業費補助 計	40 40	○	○	○	
市川市	5	1 公衆浴場設備改善事業補助金 2 公衆浴場組合補助金 計	5,600 4,355 9,955		○	○	○
船橋市	6	1 公衆浴場組合事業補助金 2 船橋市公衆浴場設備改善事業費補助金 3 船橋市公衆浴場経営基盤安定化補助金 計	1,501 2,836 1,500 5,837		○	○	
木更津市	1	1 公衆浴場設備改善事業補助金 計	0 0	○		○	
松戸市	4	1 公衆浴場施設維持補修費助成金 2 公衆浴場浴槽浄化剤購入費助成金 3 松戸市公衆浴場浴槽組合振興対策事業費補助金 計	4,000 400 3,600 8,000	○	○	○	
香取市	1	1 香取市公衆浴場衛生対策事業 計	81 81	○	○	○	
茂原市	1		0	○	○		
東金市	1		0				
柏市	1	1 柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金 計	250 250	○	○	○	
流山市	1	1 シルバーコミュニティ銭湯事業内容 計	750 750			○	
鎌ヶ谷市	1	1 公衆浴場設備改善事業費補助金 2 公衆浴場衛生対策事業費奨励金 3 ふれあいお風呂の日事業補助金 計	0 0 0 0		○	○	
合計	市町村数 12	31 (流山市の重複施設(柏市内1軒)含む)	43,115				

全国公衆浴場料金（令和7年9月1日現在）

都道府県名	施行年月日	入浴料金（円）				一般公衆浴場数（R7.3）	自家風呂率（H20）
		大人	中人	小人	洗髪		
1 北海道	*令和6年10月1日	500	150	80	0	188	95.5%
2 青森県	令和5年4月10日	480	170	80	0	261	96.0%
3 岩手県	令和2年4月1日	480	170	80	0	6	97.7%
4 宮城県	*令和5年1月1日	480	160	90	0	6	98.0%
5 秋田県	平成31年1月1日	460	130	90	0	12	98.3%
6 山形県	平成7年4月1日	300	120	80	0	0	98.3%
7 福島県	平成30年4月1日	450	150	90	0	9	97.5%
8 茨城県	平成10年3月1日	350	130	70	0	1	97.7%
9 栃木県	令和5年2月15日	460	200	100	0	8	97.5%
10 群馬県	令和5年8月1日	450	200	100	0	12	97.9%
11 埼玉県	*令和6年4月1日	500	200	70	0	30	96.5%
12 千葉県	*令和5年12月1日	500	170	70	0	32	95.5%
13 東京都	*令和6年8月1日	550	200	100	0	429	91.4%
14 神奈川県	*令和7年3月1日	550	220	100	0	109	93.8%
15 新潟県	*令和5年1月1日	480	150	70	0	24	97.6%
16 富山県	令和7年3月1日	500	180	100	0	65	96.9%
17 石川県	令和7年5月1日	500	150	70	0	59	97.0%
18 福井県	令和6年1月1日	490	160	70	0	14	96.8%
19 山梨県	令和7年4月1日	470	170	70	0	22	97.4%
20 長野県	令和6年4月1日	500	170	80	0	30	97.5%
21 岐阜県	令和5年4月1日	500	180	100	0	17	97.7%
22 静岡県	*令和5年10月1日	490	200	100	0	9	97.5%
23 愛知県	*令和7年4月1日	530	180	100	0	59	96.0%
24 三重県	令和5年4月1日	470	150	70	0	18	95.3%
25 滋賀県	令和5年5月1日	490	150	100	0	22	96.9%
26 京都府	*令和7年4月1日	550	200	100	0	132	93.4%
27 大阪府	*令和7年4月1日	600	200	100	0	354	92.3%
28 兵庫県	*令和5年2月1日	490	180	80	0	138	95.7%
29 奈良県	令和5年10月1日	480	200	100	0	15	96.5%
30 和歌山県	令和6年4月1日	490	170	100	0	27	96.4%
31 鳥取県	令和7年5月1日	550	200	100	0	16	97.8%
32 島根県	令和5年5月1日	430	160	90	0	1	98.6%
33 岡山県	*令和7年8月1日	480	200	100	0	11	97.7%
34 広島県	*令和7年8月1日	500	200	100	0	42	97.8%
35 山口県	令和7年3月1日	480	170	90	0	15	98.0%
36 徳島県	令和5年1月1日	450	150	70	0	23	97.4%
37 香川県	令和5年10月1日	450	150	60	0	14	97.4%
38 愛媛県	令和5年4月1日	450	150	60	0	23	96.5%
39 高知県	令和5年10月1日	450	150	60	0	7	96.7%
40 福岡県	*令和7年4月1日	550	200	100	0	23	96.2%
41 佐賀県	令和6年3月1日	450	150	100	50	1	98.6%
42 長崎県	令和5年4月1日	400	150	80	0	12	97.9%
43 熊本県	*令和4年11月1日	450	150	80	0	57	97.8%
44 大分県	令和4年12月27日	430	160	80	0	125	96.7%
45 宮崎県	平成20年2月1日	350	130	60	0	9	98.0%
46 鹿児島県	令和5年12月25日	460	150	80	0	242	97.4%
47 沖縄県	平成18年2月11日	370	170	100	0	1	97.7%
計					2,730		

全都道府県	最低	300	120	60	0	0	91.4%
	平均	473.2	169.1	85.5	1.1	58	95.5%
	最高	600	220	100	50	429	98.6%

東京都および政令指定都市を含む都道府県 (*印16)	最低	450	150	70	0	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、川崎、相模原市、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本
	平均	512.5	185.0	90.0	0.0	
	最高	600	220	100	0	

大人の入浴料金(円)	都道府県名
600	大阪府 1
550	東京都
	神奈川県
	京都府 5
	鳥取県
	福岡県
530	愛知県 1
500	北海道
	埼玉県
	千葉県
	富山県 8
	石川県
	長野県
	岐阜県
	広島県
490	福井県
	静岡県
	滋賀県 5
	兵庫県
	和歌山県
480	青森県
	岩手県
	宮城県 7
	新潟県
	奈良県
	岡山県
	山口県
470	山梨県 2
460	三重県
	秋田県 3
	栃木県
450	鹿児島県
	福島県
	群馬県
	徳島県 8
	香川県
	愛媛県
	高知県
	佐賀県
430	熊本県
	島根県 2
400	大分県
370	長崎県 1
350	沖縄県
	茨城県 2
	宮崎県
300	山形県 1

経営実態調査に基づく収支決算と令和7年決算推定について

	科 目	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年～令和6年の 平均値	令和7年(推定)	備考	
							令和4年	令和5年
收	入浴料金収入(A)	10,249,263	10,686,504	10,719,277	10,551,681	10,551,681		
	付帯事業収入(B)	1,761,368	1,694,137	1,716,087	1,723,864	1,723,864		
入	営業外収入(C)	914,678	1,257,889	953,963	1,042,176	1,042,176		
	収入計(D)	12,925,308	13,638,530	13,389,327	13,317,722	13,317,722		
人	人件費	3,290,342	4,035,650	4,426,984	3,917,658	4,688,176	R7千葉県最低賃金引き上げ率5.9%を反映	
福	福利厚生費	7,444	11,347	4,655	7,815	7,815		
水	水道料	194,635	306,288	1,089,015	529,980	1,093,371	消費者物価指数「上下水道料」0.4%増(総務省)	
燃	燃料費	1,004,832	1,006,443	1,065,845	1,025,707	1,132,993	A重油価格推移6.3%増(資源エネルギー庁)	
電	電気料	2,517,307	2,112,772	1,306,515	1,978,865	1,386,213	消費者物価指数「電気代」16.1%増(総務省)	
備	備品消耗品費	719,961	740,891	717,806	726,220	737,904	消費者物価指数「総合」2.8%増(総務省)	
修	修繕費	610,788	927,869	457,399	665,352	470,206	消費者物価指数「総合」2.8%増(総務省)	
賃	賃借料	540,676	545,449	560,858	548,994	576,562	消費者物価指数「総合」2.8%増(総務省)	
保	保険料	257,844	218,175	178,757	218,258	218,258		
旅	旅費	109,504	161,770	196,592	155,955	201,310	消費者物価指数「交通・通信費」2.4%増(総務省)	
会	会議費	284,146	317,411	318,635	306,731	327,557	消費者物価指数「総合」2.8%増(総務省)	
議	通信費	178,410	209,951	174,933	187,765	179,131	消費者物価指数「交通・通信費」2.4%増(総務省)	
通	通信価	991,878	1,005,495	933,462	976,945	976,945		
減	償却費	590,834	637,812	710,171	646,272	646,272		
公	公課	26,492	47,154	51,830	41,825	41,825		
支	払利息	759,032	620,891	610,521	663,481	627,616	消費者物価指数「総合」2.8%増(総務省)	
出	雜費	732,909	734,264	818,719	761,964	761,964		
付	付帯事業費用(E)	0	0	0	0	0		
支	支払額	12,817,032	13,639,630	13,622,696	13,359,786	14,074,119		
物	物再調達費(H)	100,432	94,859	110,599	101,963	101,963		
資	本報酬額	307,990	302,166	311,589	307,248	307,248		
付	付帯事業報酬額	1,028,459	959,873	897,368	961,900	961,900		
	入浴料金に係る収支	▲ 1,834,861	▲ 2,218,862	▲ 2,084,700	▲ 2,046,141	▲ 2,760,474		
	A-(G-E-F)	▲ 300,146	▲ 398,124	▲ 655,558	▲ 451,276	▲ 1,165,608		
	付帯事業等を含む収支							
	D-(G+H+I)							

※ 令和7年推計の算出方法 令和6年分の実績に対し、社会情勢を考慮して算出、一部過去3年分の平均値を採用

公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率
(1) 過去の経営実態調査に基づく所要値上率の算定

科 目		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年(推定)	備考
入浴料金収入(A)	10,249,263	10,686,504	10,719,277	10,551,681		
付帯事業収入(B)	1,761,368	1,694,137	1,716,087	1,723,864		
営業外収入(C)	914,678	1,257,889	953,963	1,042,176		
収入計(D)	12,925,308	13,638,530	13,389,327	13,317,722		
人件費	3,290,342	4,035,650	4,426,984	4,688,176		
福利厚生費	7,444	11,347	4,655	7,815		
水道料料費	194,635	306,288	1,089,015	1,093,371		
燃料費	1,004,832	1,006,443	1,065,845	1,132,993		
電気料料費	2,517,307	2,112,772	1,306,515	1,386,213		
備品消耗品費	719,961	740,891	717,806	737,904		
修繕料料費	610,788	927,869	457,399	470,206		
賃借料料費	540,676	545,449	560,858	576,562		
保険料料費	257,844	218,175	178,757	218,258		
旅費・交通費	109,504	161,770	196,592	201,310		
会議費・交際費	284,146	317,411	318,635	327,557		
通信費・信頼費	178,410	209,951	174,933	179,131		
減価償却費	991,878	1,005,495	933,462	976,945		
公租公課	590,834	637,812	710,171	646,272		
支払利息	26,492	47,154	51,830	41,825		
雜費	759,032	620,891	610,521	627,616		
付帯事業費(E)	732,909	734,264	818,719	761,964		
営業外費用(F)	0	0	0	0		
支出計(G)	12,817,032	13,639,630	13,622,696	14,074,119		
建物再調達費(H)	100,432	94,859	110,599	101,963		
資本報酬額(I)	307,990	302,166	311,589	307,248		
付帯事業報酬額	1,028,459	959,873	897,368	961,900		
入浴料金に係る収支	▲ 1,834,861	▲ 2,218,862	▲ 2,084,700	▲ 2,760,474		
A-(G-E-F)						
付帯事業等を含む収支	▲ 300,146	▲ 398,124	▲ 655,558	▲ 1,165,608		
D-(G+H+I)						
推定所要値上率	2.93%	3.73%	6.12%	11.05%		

【推定所要値上率算定式】

(支出計 + 建物再調達費 + 資本報酬額) - (収入計)

入浴料金収入

1 所要値上げ率

11.05 %

2 【入浴者100人あたりの構成比率(別紙参照)】

大 人	97.3 %
中 人	1.6 %
小 人	1.1 %
合 計	

3【現行料金での入浴者100人あたりの料金構成】

大 人	500 円 ×	97.3 人 =	48,650 円
中 人	170 円 ×	1.6 人 =	272 円
小 人	70 円 ×	1.1 人 =	77 円
合 計			48,999 円

4 【試算料金での入浴者100人あたりの料金構成】

① 改定額を大人550円、中人200円、小人100円とした場合

大 人	550 円 ×	97.3 人 =	53,515 円
中 人	200 円 ×	1.6 人 =	320 円
小 人	100 円 ×	1.1 人 =	110 円
合 計			53,945 円

$$\frac{\text{試算料金}}{\text{現行料金}} = \frac{53,945 \text{ 円}}{48,999 \text{ 円}} = 1.10094084 \doteq \mathbf{10.09\%}$$

② 改定額を大人560円、中人200円、小人100円とした場合

大 人	560 円 ×	97.3 人 =	54,488 円
中 人	200 円 ×	1.6 人 =	320 円
小 人	100 円 ×	1.1 人 =	110 円
合 計			54,918 円

$$\frac{\text{試算料金}}{\text{現行料金}} = \frac{54,918 \text{ 円}}{48,999 \text{ 円}} = 1.1207984 \doteq \mathbf{12.08\%}$$

一般公衆浴場経営実態調査(構成調査)による入浴者数

令和7年度

入浴者区分	大人 (人)			中人	小人	合計
施設	男	女	小計	(人)	(人)	(人)
1	367	134	501	18	6	525
2	430	193	623	8	4	635
3	245	151	396	0	3	399
4	247	100	347	6	3	356
5	199	120	319	3	6	328
6	552	170	722	11	10	743
7	188	84	272	4	2	278
8	412	192	604	11	9	624
人數計	2,640	1,144	3,784	61	43	3,888
平均入浴者	330	143	473	8	5	486
入浴者比率	—	—	97.3%	1.6%	1.1%	100.0%
大人換算数	—	—	473	2.6	0.8	476.4

中人
小人61 人 × 170円 ÷ 500円 ÷ 8 =
43 人 × 70円 ÷ 500円 ÷ 8 =2.6 人
0.8 人

公衆浴場経営実態調査による収支予想
(3) 公衆浴場入浴料金の改定による収支予想

科 目	令和7年推計	550円の場合	560円の場合	570円の場合
入浴料金収入 (A)	10,551,681	11,605,000	11,816,000	12,027,000
付帯事業収入 (B)	1,723,864	1,723,864	1,723,864	1,723,864
営業外収入 (C)	1,042,176	1,042,176	1,042,176	1,042,176
収入計 (D)	13,317,722	14,371,041	14,582,041	14,793,041
人件費	4,688,176	4,688,176	4,688,176	4,688,176
福利厚生費	7,815	7,815	7,815	7,815
水道料	1,093,371	1,093,371	1,093,371	1,093,371
燃料費	1,132,993	1,132,993	1,132,993	1,132,993
電気料	1,386,213	1,386,213	1,386,213	1,386,213
備品消耗品費	737,904	737,904	737,904	737,904
修繕費	470,206	470,206	470,206	470,206
賃借料	576,562	576,562	576,562	576,562
保険料	218,258	218,258	218,258	218,258
旅費・交通費	201,310	201,310	201,310	201,310
会議・交際費	327,557	327,557	327,557	327,557
通信費	179,131	179,131	179,131	179,131
減価償却費	9,76,945	9,76,945	9,76,945	9,76,945
公租公課	646,272	646,272	646,272	646,272
支払利息	41,825	41,825	41,825	41,825
雜費	627,616	627,616	627,616	627,616
付帯事業費 (E)	761,964	761,964	761,964	761,964
営業外費用 (F)	0	0	0	0
支出計 (G)	14,074,119	14,074,119	14,074,119	14,074,119
建物再調達費 (H)	101,963	101,963	101,963	101,963
資本報酬額 (I)	307,248	307,248	307,248	307,248
付帯事業報酬額	961,900	961,900	961,900	961,900
入浴料金に係る収支	▲ 2,760,474	▲ 1,707,155	▲ 1,496,155	▲ 1,285,155
A-(G-E-F)	▲ 1,165,608	▲ 112,289	98,711	309,711
付帯事業等を含む収支	D-(G+H+I)			

(参考) 令和8年度水道料金値上げ予定(値上率平均18.6%)反映 公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上率の算定
(1) 過去の経営実態調査に基づく所要値上率の算定

	科 目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年(推定)	R8水道料金/直上げ率※反映	備考
収入	入浴料金収入 (A)	10,249,263	10,686,504	10,719,277	10,551,681	10,551,681	
	付帯事業収入 (B)	1,761,368	1,694,137	1,716,087	1,723,864	1,723,864	
営業外収入 (C)	914,678	1,257,889	953,963	1,042,176	1,042,176	1,042,176	
収入計 (D)	12,925,308	13,638,530	13,389,327	13,317,722	13,317,722	13,317,722	
人件費	3,290,342	4,035,650	4,426,984	4,688,176	4,688,176	4,688,176	
福利厚生費	7,444	11,347	4,655	7,815	7,815	7,815	
水道料料費	194,635	306,288	1,089,015	1,093,371	1,296,738	1,296,738	※18.6%増
燃氣料料費	1,004,832	1,006,443	1,065,845	1,132,993	1,132,993	1,132,993	
電気料料費	2,517,307	2,112,772	1,306,515	1,386,213	1,386,213	1,386,213	
備品消耗品費	719,961	740,891	717,806	737,904	742,211	742,211	
修繕借料費	610,788	927,869	457,399	470,206	470,206	470,206	
賃借料料費	540,676	545,449	560,858	576,562	576,562	576,562	
保険料費	257,844	218,175	178,757	218,258	218,258	218,258	
旅費・交通費	109,504	161,770	196,592	201,310	201,310	201,310	
会議・交際費	284,146	317,411	318,635	327,557	327,557	327,557	
通信信費	178,410	209,951	174,933	179,131	179,131	179,131	
減価償却費	991,878	1,005,495	933,462	976,945	976,945	976,945	
公租公課	590,834	637,812	710,171	646,272	646,272	646,272	
支払利息	26,492	47,154	51,830	41,825	41,825	41,825	
雜費	759,032	620,891	610,521	627,616	627,616	627,616	
付帯事業費用 (E)	732,909	734,264	818,719	761,964	761,964	761,964	
営業外費用 (F)	0	0	0	0	0	0	
支出計 (G)	12,817,032	13,639,630	13,622,696	14,074,119	14,074,119	14,074,119	
建物再調達費 (H)	100,432	94,859	110,599	101,963	101,963	101,963	
資本報酬額 (I)	307,990	302,166	311,589	307,248	307,248	307,248	
付帯事業報酬額	1,028,459	959,873	897,368	961,900	961,900	961,900	
入浴料金に係る収支	▲ 1,834,861	▲ 2,218,862	▲ 2,084,700	▲ 2,760,474	▲ 2,760,474	▲ 2,968,147	
A-(G-E-F)	▲ 300,146	▲ 398,124	▲ 655,558	▲ 1,165,608	▲ 1,165,608	▲ 1,373,282	
D-(G+H+I)	2.93%	3.73%	6.12%	11.05%	11.05%	13.01%	
推定所要値上率							

【推定所要値上率算定式】

(支出計 + 建物再調達費 + 資本報酬額) - (収入計)

入浴料金収入

(参考)令和8年度水道料金値上げ予定(値上げ率平均18.6%)反映 公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率
(2) 所要値上率から算出される公衆浴場入浴料金の改定額について

1 所要値上率

13.01 %

2 【入浴者100人あたりの構成比率(別紙参照)】

大 人	97.3 %
中 人	1.6 %
小 人	1.1 %
合 計	

3【現行料金での入浴者100人あたりの料金構成】

大 人	500 円 × 97.3 人 = 48,650 円
中 人	170 円 × 1.6 人 = 272 円
小 人	70 円 × 1.1 人 = 77 円
合 計	48,999 円

4 【試算料金での入浴者100人あたりの料金構成】

① 改定額を大人550円、中人200円、小人100円とした場合

大 人	550 円 × 97.3 人 = 53,515 円
中 人	200 円 × 1.6 人 = 320 円
小 人	100 円 × 1.1 人 = 110 円
合 計	53,945 円

$$\frac{\text{試算料金}}{\text{現行料金}} = \frac{53,945 \text{ 円}}{48,999 \text{ 円}} = 1.10094084 \doteq \mathbf{10.09\%}$$

③ 改定額を大人570円、中人200円、小人100円とした場合

大 人	570 円 × 97.3 人 = 55,461 円
中 人	200 円 × 1.6 人 = 320 円
小 人	100 円 × 1.1 人 = 110 円
合 計	55,891 円

$$\frac{\text{試算料金}}{\text{現行料金}} = \frac{54,918 \text{ 円}}{48,999 \text{ 円}} = 1.1207984 \doteq \mathbf{12.08\%}$$

$$\frac{\text{試算料金}}{\text{現行料金}} = \frac{55,891 \text{ 円}}{48,999 \text{ 円}} = 1.14065593 \doteq \mathbf{14.07\%}$$

(参考)令和8年度水道料金値上げ予定(値上げ率平均18.6%)反映 公衆浴場経営実態調査に基づく所要値上げ率
(3)公衆浴場入浴料金の改定による収支予想(令和8年水道料金値上げ率反映)

科 目	令和7年推計に R8水道料金 値上げ率反映	550円の場合	560円の場合	570円の場合	570円の場合 600円の場合 (参考)
入浴料 金 収 入 (A)	10,551,681	11,605,000	11,816,000	12,027,000	12,660,000
收 付 常 事 業 収 入 (B)	1,723,864	1,723,864	1,723,864	1,723,864	1,723,864
入 営 業 外 収 入 (C)	1,042,176	1,042,176	1,042,176	1,042,176	1,042,176
収 入 計 (D)	13,317,722	14,371,041	14,582,041	14,793,041	15,426,041
人 件 費	4,688,176	4,688,176	4,688,176	4,688,176	4,688,176
福 利 厚 生 費	7,815	7,815	7,815	7,815	7,815
水 道 料	1,296,738	1,296,738	1,296,738	1,296,738	1,296,738
燃 料 費	1,132,993	1,132,993	1,132,993	1,132,993	1,132,993
電 気 料	1,386,213	1,386,213	1,386,213	1,386,213	1,386,213
備 品 消 耗 品 費	742,211	742,211	742,211	742,211	742,211
修 繕 費	470,206	470,206	470,206	470,206	470,206
賃 借 料	576,562	576,562	576,562	576,562	576,562
保 険 料	218,258	218,258	218,258	218,258	218,258
旅 費 ・ 交 通 費	201,310	201,310	201,310	201,310	201,310
会 議 ・ 交 際 費	327,557	327,557	327,557	327,557	327,557
通 信 費	179,131	179,131	179,131	179,131	179,131
減 償 償 却 費	976,945	976,945	976,945	976,945	976,945
公 租 公 課	646,272	646,272	646,272	646,272	646,272
支 払 利 子	41,825	41,825	41,825	41,825	41,825
雜 費	627,616	627,616	627,616	627,616	627,616
付 帯 事 業 費 (E)	761,964	761,964	761,964	761,964	761,964
營 業 外 費 用 (F)	0	0	0	0	0
支 出 計 (G)	14,281,792	14,281,792	14,281,792	14,281,792	14,281,792
建 物 再 調 違 費 (H)	101,963	101,963	101,963	101,963	101,963
資 本 報 酬 領 (I)	307,248	307,248	307,248	307,248	307,248
付 帯 事 業 報 酬 額	961,900	961,900	961,900	961,900	961,900
入浴料金に係る収支	▲ 2,968,147	▲ 1,914,828	▲ 1,703,828	▲ 1,492,828	▲ 859,828
付帯事業等を含む収支	▲ 1,373,282	▲ 319,963	▲ 108,963	102,037	735,037
D-(G+H+I)					

千葉県公衆浴場入浴料金等協議会設置規程

(趣旨)

第1条 公衆浴場の入浴料金の改正及びこれに関連する諸問題について協議するため、千葉県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

(組織)

第2条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

(会長及び副会長)

第3条 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会議の進行に当たる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の構成は、次の各号委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てることとし、県が、これを依頼する。

一 有識者（経営、保健衛生の専門家等をいう。）3人

二 住民代表（民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等である者であつて公衆浴場を利用しているもの又は公衆浴場の実情を十分承知しているものをいう。）3人

三 業者代表（公衆浴場を経営している者をいう。）3人

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、県が招集するものとする。

2 県は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部衛生指導課において処理する。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。